

会議の公開について（案）

1. 中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会法制検討
ワーキンググループは、中小企業政策審議会運営規程に基づき、
原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事概要については、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、
公開する。
4. 議事録（逐語録）については、原則として会議終了後 2 週間以内に
作成し、公開する。
5. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについ
ての判断は、委員長に一任するものとする。